

2022年6月定例県議会 一般質問

2022年6月28日

日本共産党 宮川えみ子県議

日本共産党県議団の宮川えみ子です。一般質問を行います。

一、核兵器禁止条約について

6月23日、オーストリアのウィーンで開かれていた核兵器禁止条約第1回締約国会議は、「核兵器のない世界」の実現へ向けた「ウィーン宣言」と、条約の具体化へ向けた50項目の「ウィーン行動計画」を採択し閉会しました。宣言はロシアの名指しを避けつつ、核兵器使用の脅威に恐怖を覚え、愕然としている、核兵器の使用や威嚇は国連憲章違反、核抑止論の誤りをこれまで以上に明らかにしたと指摘しました。

会議の中では、条約に参加していないドイツやノルウェーなどもオブザーバー参加して、建設的な議論を行いました。

I CANのベアトリス事務局長は、日本が参加しないことについて、核軍縮をめぐり対立する核保有国と非保有国をつなぐ「橋渡しの資格はない」、会議にきて議論に耳を傾けるべきと批判しました。

ただ1つの戦争被爆国である日本は、先頭に立ってその役割を果すべきです。

核兵器禁止条約を速やかに署名・批准するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

二、暮らし・営業を守る対策について

急激な物価高が暮らしを直撃し、価格の転嫁ができない中小業者は破綻寸前です。

食料品だけで年内1万品目以上の値上げがあるとされていますが、岸田政権の対策は極めて不十分です。わが党の代表質問では、消費税減税や賃金引き上げ政策など基本的考え方を求めましたが、以下の点について質問します。

住宅支援についてです。

支出の中で大きな比重を占めるのが住宅費です。この物価高と低賃金の中で、賃金が安い若者の結婚や子育て、年金暮らし、障がい者、そして被災者等の安い家賃の住宅確保の要望は切実です。住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進する、いわゆる住宅セーフティネット制度を急速に広げる必要があります。家賃補助は、県内ではいわき市が昨年8月から、郡山市は今年の7月から受付と言いますが、

① 住宅セーフティネット制度を活用した補助事業について、全ての市町村で実施できるよう支援すべきと思いますが県の考えを尋ねます。

また、住まいは人権・福祉という観点に立って、セーフティネット制度に限らない住宅費支援が必要です。

- ② 生活困窮世帯に対する新たな家賃補助制度の創設を国に求めるとともに、県での創設も検討すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

復興公営住宅家賃は、入居3年経過後、収入基準を超えると割増家賃が発生します。県は近傍家賃の設定が重いため、県独自に1㎡当たり1,300円の最高限度額を決める軽減措置を行いました。このことは前進だと思います。しかし、それでも負担は高額になってしまいます。

- ③ 復興公営住宅における収入超過者の家賃に対する軽減措置を拡充すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

コロナ協力金、給付金のうち、一時的な収入については、公営住宅の家賃算定から控除することができるのと国の見解です。しかし、本県は控除しないと判断しています。今、コロナ禍で県民の営業と暮らしは深刻です。これらの制度はすべて有効に活用し、県民の暮らしと営業を支えるべきです。

- ④ 事業所得に区分される持続化給付金等について、県営住宅の家賃算定上の収入から除外すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

事業復活支援金についてです。

持続化給付金にかかわる詐欺事件が多発し、事業復活支援金の手続きが一層厳しくなり、申請がさらに困難になってしまいました。そのため、あきらめざるを得ない人が多く、国も該当者は相当程度あると認めているにも関わらず、6月17日で申請が終了してしまいました。長引くコロナの影響は厳しく、物価高もあり、小規模事業者の営業は深刻です。

- ⑤ 事業復活支援金の再開や同様の支援制度の創設を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

生活保護についてです。

生活保護制度は、健康で文化的な最低限度の生活をおくる権利があるという憲法25条に基づいていますが、相次ぐ物価の引き上げで暮らしていけないという声です。このところ、保護基準が連続して引き下げられ、現在の基準は食べることに事欠く状況です。

国の基準引き下げは、熊本や大阪地裁、そして東京地裁でも違法とされました。生活保護の基準は、就学援助など暮らしの多くの制度にも連動していますから、引き下げで小中学生のいる世帯などの支援にも影響してきました。

- ⑥ 急激な物価高騰に対し、生活保護基準を引き上げるよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

最近 75 歳まで働いていた大工さんから相談を受けました。がんになって働けなくなった、貯蓄も底をついて、年金が 6 万 5 千円では、医療費も思うように払えないと言います。国民年金は 40 年間満額払い続けて、65 歳の支給開始でも月 6 万 5 千円で、ここから介護保険料・国保税が差し引かれます。治療が手遅れになったら大変と保護の申請を進めました。

また、派遣社員で持病持ちの方ですが、病状の悪化で仕事を休むことが多く、その間借金で賄い、ついに払いきれなくなって破産をした方です。体調不良の時はためらわず生活保護の活用をするようアドバイスしました。

- ⑦ 生活保護の申請は権利であることを県広報誌、ポスター等を通じて広く県民に周知し、申請に結び付けることが必要であると思いますが県の考えを尋ねます。

この 2 人は、病気が改善したら、また働くことを希望しています。

- ⑧ 生活保護世帯が、自立に必要な自動車を保有することを認めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

三、避難者支援について

私ども県議団は、5 月から 6 月にかけて、避難自治体を訪問し首長らと懇談しました。町の復興にどういう道筋をつけるか難しい舵取りの中、国の避難指示解除方針に対し、全域除染が基本であることや、医療・介護減免見直しは帰還が進まない中で、打ち切りに不安があると言います。

全町避難の双葉町は、今回の避難指示解除にあたって県内外 11 か所で懇談会を行った、住宅・買い物・医療などの生活基盤、働く所等の要望があり、放射能除染は帰る人の所だけでなく生活圏全体が求められる、避難解除はスタートに過ぎない、このことを国がしっかり認識し責任をもって対応してもらいたいと言います。

- ① 帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外は全域除染とするよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

避難地域の医療・介護費、特に介護保険料は全国でもトップクラスで減免措置がなくなれば払いきれない重い負担になってしまいます。

- ② 避難指示区域等における国保税、介護保険料、医療費の一部負担金等の減免措置を継続するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

県は、国家公務員宿舎に避難する区域外避難者 10 世帯に対し、提訴により退去と家賃支払いを求める議案を今議会に提出しました。避難者 1 人ひとりに最後まで寄り添い、丁寧に話し合いを継続すべきではないでしょうか。

- ③ 国家公務員宿舎に入居している避難指示区域外からの避難者に対し、提訴により明け渡し等を求めるべきでないと思いますが、県の考えを尋ねます。

四、今年 3 月の福島県沖地震について

県内でも、大震災、台風、昨年 2 月と今年 3 月の連続した福島県沖地震など、災害が増えています。そして、3 月の福島県沖地震は浜通り北部など同じ地域に連続して発生し、問題が山積しています。

相馬市に居住している A さんは、3 回の大地震を受けたが、地震は今回が一番ひどい、近所でも自宅の復旧をあきらめ娘のところに行ってしまった、自宅を離れた人が何軒もあるといます。昨年借金して家を建て直し、また被害を受けた人は、相次ぐ被害に落胆している、今回の地震は地盤沈下が激しく見えにくいところに被害が出ていると言います。

本年 3 月の福島県沖地震被害で、り災証明の申請に対し、発行が 9 割を超えたと言いますが、まだ申請が続いています。

- ① 被災住宅の調査が丁寧に行われ、り災証明書の発行が速やかに進むよう市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。
- ② 災害救助法に基づく応急修理の申請期限を延長するとともに、住宅被害に係る支援制度を被災者に周知すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

五、ヤングケアラー対策について

大人に代わって家族の世話や介護などを行う「ヤングケアラー」について、厚労省が 4 月、小学校 6 年生を対象にした初の調査結果を公表しました。回答した 9,757 人のうち 6.5%、15 人に 1 人が「家族の世話をしている」と答えました。

遅刻早退が多い、宿題ができていないなどが、ケアのない子の 2 倍になっていて、学業を諦めたり、将来の進路を変えざるを得ないこともあり、また、ひとり親世帯では経済的な困難も重なり一層支援が重要とのことです。

北海道では今年 4 月から支援条例をつくり取り組みを開始し、高崎市も今年度からヘルパーを無料派遣し、子どもの負担軽減に取り組んでいます。

ヤングケアラーの実態調査と並行して、必要な対策を速やかに行うべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

六、農林水産業について

農業についてです。

農林業センサスの 2020 年の結果は、歴史的に続いてきた農業の衰退の流れがさらに加速していることを浮き彫りにしました。センサスから見た県内の状況は、農業の中心的担い手である「基幹的農業従事者」は 5 年間で 20.7%減り、年齢構成は 75 歳以上が 32%です。総耕地面積も 5%減っています。

離農者の農地を引き受け、規模拡大する経営も、新規参入で農村への移住者も一定増えてはいますが、離農者の増加に追いついていません。

水田の大規模化を進めてきた農家の方から、これ以上は引き受けられないという声がある一方、後継者がいない多くの農業者はいつまで耕作を続けられるかわからないと言います。

2021 年 5 月の国会で通った「みどりの食料システム戦略」法では、食料の自給率向上、大規模化や工業化一辺倒でなく、環境や人にやさしい持続可能な農業、大量生産・大量流通・大量消費でなく、地域循環型・地産地消を中心に食料システム全体を転換すること、大小多様な家族経営が成り立ち、若者が安心して就農でき、農山村で希望をもって暮らせる土台を国の責任で整えることとしています。

センサスで見ると、農業の衰退がここまで加速していることを受け、国は農業の大転換を自ら迫られていることを浮き彫りにしましたが、実際やっていることは、ミニマムアクセス米はやめない、過剰米の政府買い上げでコメの価格の安定化もしない、それどころ米価安定の奨励金も減らすなどまったく逆方向です。

福島県の農業は、経営体で 4 位、農産物加工で 6 位、販売で 3 位と全国上位の農業県です。

全国上位の農業県である本県の、基幹従事者の減少、経営耕地面積の縮小を踏まえて、
① 食料自給率の向上に本気で取り組むよう国に求めるとともに、県も取り組みを進めるべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

みどりの食料システム法は有機農業 25%の目標達成に向け進めるとしていますが、本気の取り組みが求められます。

大震災・原発事故前の福島県は、全国トップクラスの有機農業取り組み県でしたが、原子力災害後大きく落ち込み、事業者数は 4 割減で、102 人から 60 人に落ち込みました。全国的には有機農業の取り組み面積は 10 年前と比べると 2 割増加していますから、格差は拡大しています。

② みどりの食料システム法に基づく基本計画の作成に当たり、農業関係団体、農業者及び住民が参加する仕組みが必要と思いますが、県の考えを尋ねます。

③ 有機農業の取り組みについて、国の補助事業を小規模農家も活用できるよう国に求めるとともに、県も長期的視点で支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

- ④ 有機農業を指導する普及指導員を県内各地に配置すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

アメリカが日本政府に桃の輸入禁止解除を正式に申請し、植物防疫に関する手続きが開始されたことが判明しました。二大有害病虫コドリングをはじめ、他の病害虫が日本に入ってくる危険性があります。

- ⑤ ももの生産量第2位の本県として、植物防疫上の観点から米国産ももの輸入解禁を認めないことを表明すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

飼料の高騰対策についてです。

配合飼料の原料であるとうもろこしは中国の需要が高まり、南米で干ばつがおき、燃油高によってバイオエタノールになるなどが価格に影響を与えています。

飼料価格は、20年間で2.5倍になり、今回の価格高騰が拍車をかけています。国は配合飼料安定制度の基金積み増しで対応するとしていますが、基金での対応は激変緩和策のみであり不十分です。鳥取県は、6月定例会に前年比の値上がり分の3分の1を補助することを決めました。

- ⑥ 飼料価格高騰の影響を受けている畜産農家へ支援策を講じるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

- ⑦ 飼料自給率を抜本的に向上させる取り組みを国に求めるとともに、県も取り組むべきと思いますが県の考えを尋ねます。

林業についてです。

1980年に14万6千人いた全国の林業労働者は、2015年には4万5千人と3分の1以下に減ってしまいました。ロシアからの輸入停止等で合板価格が2倍以上になるなど緊急な問題もありますが、長期的・安定的に就労者を増やし、環境保全気候危機対策など、森林の持つ役割を發揮していかなければなりません。

林業アカデミーが始まりました。林業後継者が長く就業を続けられるように、国も就労条件の改善を計画に位置付けましたが、

- ⑧ 森林の維持管理を継続して行えるよう、林業従事者の給与や賃金の安定を国に求めるとともに、県も支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

- ⑨ 民間の建築物への県産材利用が促進されるよう、県は具体的にどのように取り組むのか尋ねます。

漁業問題についてです。

本格操業に踏み出したとたんに汚染水の海洋放出問題で、漁業者の皆さんは原発の後始末で汚染水を流されるから仕方がないでは済まされないと怒りを隠しきれません。

大震災前と比べて大きく減少した、漁獲量、漁獲高を順調に軌道に乗せる支援をどう進めるのかが問われます。

⑩ 県は、沿岸漁業の現状を踏まえ、水揚量の拡大に向け、どのように支援していくのか尋ねます。

七、営農型太陽光発電について

今年の冬はハウス栽培等、原油の高騰対策支援がおこなわれました。農業での温暖化対策が求められますし、エネルギーの自給対策はどの分野においても重要な課題です。

営農型太陽光発電の導入を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

以上で、質問を終わります。

【答弁】

内堀雅雄知事

宮川議員の御質問にお答えいたします。

食料自給率の向上についてであります。国は、国内外の需要の変化に対応した生産・供給や国内農業の生産基盤の強化を進めており、食料安全保障の観点から、供給熱量ベースの食料自給率を令和12年度に45%とすることを目標に掲げております。

本県においても、国の目標を踏まえ、生産基盤の強化等に向け、担い手の確保・育成や産地の生産力の強化、農業・農村の整備を着実に進めるとともに、国に対し、必要な予算の確保などを求めてきたところであります。

国際情勢の変化に伴う食料の輸入停滞や価格高騰なども生じていることから、県としては、新しい農林水産業振興計画に基づき、地域農業を支える多様な担い手の確保・育成、農地等の基盤整備を始め、水田における大豆、飼料用米等の作付推進、機械・施設整備への支援などの施策を総合的に進めながら、生産力の強化に取り組み、食料自給率の向上につなげてまいります。

一、核兵器禁止条約について

総務部長

核兵器禁止につきましては、人類共通の願いである恒久平和の実現が図られるよう、

国において核兵器の廃絶に向けた議論を、深めていくべきと考えております。

二、暮らし・営業を守る対策について

土木部長

住宅セーフティネット制度を活用した補助事業につきましては、民間賃貸住宅の家賃等を補助する市町村への財政支援に加え、活用事例の紹介や補助要綱の作成への助言等の支援を行っており、引き続き、より多くの市町村で補助事業を実施できるよう支援してまいります。

次に、生活困窮世帯に対する家賃補助制度につきましては、民間賃貸住宅を活用し、所得の低い世帯の家賃を補助する現行の住宅セーフティネット制度が有効であることから、現行制度の普及に取り組んでまいります。

次に、復興公営住宅における収入超過者の家賃につきましては、公営住宅法により、一般の県営住宅と同様に収入に応じて割り増すこととなっており、復興公営住宅では、建設費の上昇により割り増し額が高く算出されることから、収入に応じた公平な家賃負担となるよう県独自に家賃の軽減措置を講じているところであります。

次に、事業所得に区分される持続化給付金等につきましては、事業の継続を支えることを目的に、事業収入の減少額等に応じて支給されるものであることから、公営住宅の家賃算定上の収入から除外する一時的な収入には該当しないと判断し、県営住宅においては除外しておりません。

商工労働部

事業復活支援金につきましては、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響による厳しい経済状況を踏まえ、同様の支援制度を創設するよう、全国知事会を通して国に要望しているところであります。

保健福祉部

生活保護基準につきましては、国の社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果を踏まえ、厚生労働大臣が定めるものとされていることから、国の動きを注視してまいります。

次に、生活保護の申請につきましては、県や市のホームページなどにより、広く周知を行うとともに、民生委員や県内の福祉事務所においても申請に関する相談に応じております。

次に、生活保護世帯における自動車の保有につきましては、原則として認められておらず、障がいのある方が通勤に使用するなど一定の要件を満たす場合については、各実施機関が、個別に判断することとしております。

三、避難者支援について

避難地域復興局長

帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外につきましては、除染の課題を含め、住民の声や各自治体の意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全ての避難指示解除に向け、最後まで責任を持って取り組むよう、引き続き、国に対し求めてまいります。

保健福祉部長

避難指示区域等における国保税、介護保険料、医療費の一部負担金等の減免措置につきましては、国において具体的な見直しの内容を公表したところであります。

県といたしましては、国に対し、対象となる住民に丁寧な周知を行うとともに、今後見直しが検討される帰還困難区域についても、関係市町村の意向を踏まえて対応するよう求めております。

避難地域復興局長

国家公務員宿舎に入居している避難者につきましては、現地での相談会等を通じて個別の事情を丁寧に伺い、関係機関とも連携しながら、安定した住まいの確保など生活再建に向けた支援に努めてまいりました。しかしながら、明渡し等に応じていただかず、供与終了の違法性等を主張し、県に損害賠償を求める訴えを提起するなど、話し合いによる解決が困難となった世帯については、提訴もやむを得ないとの判断に至ったものであります。

四、今年3月の福島県沖地震について

危機管理部長

被災市町村への支援につきましては、生活の基盤である住宅の再建に向け、県職員に加え、県内外の自治体と連携して、8つの市町に延べ2,300人以上の応援職員を派遣し、被害認定調査や被災証明書の交付を支援したところであり、現在、被災証明書の交付率は、96%となっております。引き続き、被災者の速やかな生活再建に向け、市町村を支援してまいります。

次に、被災住宅の応急修理につきましては、完了期限の延長が必要との意向を示した32市町村について、国と協議を行い、9月15日まで延長されたところであります。また、住宅被害の支援制度につきましては、市町村において、被災証明書の交付の際にガイドブックやチラシ等を活用しながら案内しているほか、市町村と連携し、様々な広報媒体で広く周知を図っているところであり、引き続き、一層の周知に努めてまいります。

五、ヤングケアラー対策について

こども未来局長

ヤングケアラー対策につきましては、子どもたちの実態を把握するため、今年度調査を実施することとしており、合わせて、県や市町村の相談窓口を周知するなど、困っている子どもたちが随時相談し、必要な支援を受けることができるよう、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

六、農林水産業について

農林水産部長

みどりの食料システム法に基づく基本計画につきましては、今後、国が定める基本方針に基づき、市町村と共同で作成することとされております。県といたしましては、計画作成に当たり、農業関係者はもとより、広く県民の意見を頂く仕組みについて検討してまいります。

次に、有機農業の取組につきましては、国の補助事業において、おおむね小規模農家も対象としていることから、それら事業の活用を促進してまいります。また、県としても、先進農家での研修やJ A S 認証取得、販路拡大に向けたフェア開催などの支援を引き続き実施してまいります。

次に、有機農業を指導する普及指導員につきましては、県内3地方に専任の職員を4名配置するとともに、令和3年度からは、全ての農林事務所、農業普及所に有機農業推進チームを設置し、指導体制を強化しております。

次に、米国産ももにつきましては、国は、植物検疫における輸入解禁要請に関する検証の標準的手続きに基づき、科学的観点から米国との協議を開始したと聞いております。県といたしましては、今後の協議の状況を注視してまいります。

次に、畜産農家への支援につきましては、飼料価格高騰の影響を緩和するため、県独自に、配合飼料価格安定制度における今年度の生産者負担金の一部を支援してまいる考えであります。

次に、飼料自給率につきましては、自給飼料の増産や品質向上に向け、収穫機械等の導入支援や本県に適した奨励品種、飼料用米の作付拡大の推進に取り組むとともに、国に対し、国産飼料の増産に向けた施策の充実強化について要望しているところであります。

次に、林業従事者の給与等につきましては、林業事業体の収益性の向上を図ることが重要であり、国に対し、必要な予算の確保を求めるとともに、県としては、素材生産の低コスト化等に向けた高性能林業機械の導入や森林施業の集約化などを促進しているところであります。

次に、民間の建築物への県産材の利用促進につきましては、ふくしま県産材利用推進方針を4月に改正し、建築物全体での県産材の利用が図られるよう、事業者等と自治体による建築物木材利用促進協定の締結を推進するとともに、強度や耐火性に優れた木材製品等新技術の開発を支援するなど、県産材の利用促進に取り組んでまいります。

次に、沿岸漁業の水揚量につきましては、昨年は5千トン、震災前の2割となっております。このため、モニタリング検査等により県産水産物の安全性を確保するとともに、計画的に増産を進めるための漁船の建造や担い手育成の支援、産地仲買人による共同出荷への支援等により、沿岸漁業の水揚量拡大を図ってまいります。

七、営農型太陽光発電について

農林水産部長

次に、営農型太陽光発電につきましては、栽培する作物の収量が通常に栽培した場合の8割以上となることが必要であるため、農林事務所において、作物の選定や病害虫の防除等について助言を行うとともに、地域内で電力を利用する国のモデル事業の活用を支援してまいりたいと考えております。

【再質問】

宮川県議

再質問いたします。

まず知事に、食料自給率の向上について再質問いたします。

知事もおっしゃいましたが、コロナ禍とロシアによるウクライナ侵略によって、穀物・原油・肥料価格が高騰して、国連が戦後最大の食糧危機に見舞われていると警告しています。日本でも食べたくても食べられない人々が増え、食品の値上げラッシュが続いています。世界の食料価格は21世紀に入って3倍に跳ね上がり、世界の人口の30%が飢餓・食料不足になっています。2020年の日本の食料自給率は、カロリーベースで37%と、過去最低を記録しています。目標に近づくどころか、下がっているんです。

米どころの東北は自給率は高いのですが、2019年度で見ると、本県は東北では最下位クラスなんですね。カロリーベースで78%、生産額ベースで93%で、100%になっていません。

ところがですね、国は危機感がゼロです。自給率向上どころか、逆に転作補助金カットなど異常に少ない農業予算で逆行しています。そして、基幹的農業従事者は、国も本県も75歳以上が3割以上、このままでは、現状維持さえ危うい状況というのが、農業センサスから見て取れるわけです。

ですから、知事は必要な予算を確保と言っていますが、全然確保されていない。それから食料安全保障の面からとも言えますが、要するに食料自給率の向上に本気で取り組むように、いま国に求めないと、かえって逆向きの方向へいつている、そういうことなんですね。ですから、県も危機感をもって取り組むべきです。だから私は危機感という言葉で質問しました。危機感をもっていない国の状況について、知事から国に求めるこ

と、県としても危機感をもってやるべきだと思いますので、再度伺います。

次に、保健福祉部長に再度お尋ねします。

生活保護基準の引き上げを国に求めることについてです。物価の値上げがいま本当に大変です。光熱水費の値上がりで、お風呂に入れない、電気代や水道も止められそう、買い物はひき肉を小分けにして長持ちするようにしているなど、本当に切実なんですね。

生活保護の引き下げ裁判が、違法と次々に判決が出ています。つい最近も東京地裁で違法との判決がでました。今まででさえ、引き下げが違法という判断なのに、いまさらに大幅に物価が上がっているんですね、県民の問題ですよ、県民がそういう状況なんです。

憲法 25 条が保証されていない状況です。やはりですね、福島県がしっかり県民を守るという立場で、国に言うべきだと思います。(生活保護基準の引き上げを求めることについて)保健福祉部長に再度質問いたします。

【再答弁】

内堀雅雄知事

宮川議員の再質問にお答えいたします。国内外の需要の変化、国際情勢の変化等を踏まえ、食料自給率の引き上げにつきましては、土地利用型作物の拡大や産地生産力の強化に向けた支援について、国に対して求めているところであります。本県の生産基盤を最大限活用しながら、JAや市町村等と連携し、県として生産力の強化に取り組んでまいります。

保健福祉部長

生活保護制度につきましては、生活保護受給者の生活に対する影響を検証するなど、不断の見直しを行うよう、全国知事会を通して求めております。

【再々質問】

宮川県議

保健福祉部長に、今の再質問の答弁に対してです。冷たいというか、本気じゃないというか、そういう感じがしますね。自分の目で実態を見てください。県の姿勢というのが大きく左右すると思います。生活保護基準の引き上げを求めることについて、再度答弁をお願いします。

それから、知事に再度、食料自給率向上について再々質問いたします。

今年の6月の初めに、全国農業委員会の代表の方が国会議員に要請に行きました。(国は)米が余っているから別のものを作れと言い、今度は5年以内に水張りをしないと交付対象から外すと言い、梯子を外された思いだととても怒っているという状況ですね。

今、どう田んぼを守って農業を持続可能なものにするか。これはやはり、ちゃんと農業予算を増やす必要があると思うんですね。一戸当たりの農業予算は、アメリカ760万円、フランス390万円、日本はわずか160万円です。軍事費11兆円を目指すと言いますが、国民の命を守るのは、まずは食料を守ることではないでしょうか。

国は、本気になって農業を守り、食料の自給率を上げようとしているのか本気度が見えません。国と県の本気度をいま本当に発揮していかないと、小回りは利かないわけですから、国と県の本気度が試されますが、知事の本気度をお聞かせください。食料自給率向上について、お尋ねします。

それから、土木部長に再質問いたします。県営住宅の家賃算定のあり方についてです。国の方は該当するということなんですね。県は、該当しないと判断したということなんですが、これ国と協議はしたんですか。県の姿勢というのは、各市町村の公営住宅の算定基準に影響いたしますので、そこをどんなふうに判断したのか、国と協議をしたのか、それを聞きたいと思います。やはり出来るだけ、事業者が大変だと認識されていると思いますので、どういう形にしたら事業者にちゃんと支援できるか、そういう県の立場が大事だと思うんですね。(県営住宅の家賃算定の収入から持続化給付金は除外すべきですが)再度質問いたします。

それから、避難地域復興局長に再質問です。国家公務員宿舎に入居している避難指示区域外からの避難者に対して、提訴による明け渡しを求めるべきでないことについてです。

原発事故さえなければ、起こりえなかった避難ですね。多くの方々が避難指示区域外から避難しました。放射能に関する感性は人それぞれで、避難の権利は認められるわけです。避難して11年が経って生活状況が変化しています。住宅の保証は重大な人権問題です。避難者に寄り添って対応すべきだと思います。

今もって3万人の方々が、さまざまな事情の中で帰れない状況にあるわけですね。そのうちの1万人は区域外避難者です。裁判での追い出しはやめるべきで、今議会の10件の追い出し裁判は撤回すべきですが、再質問します。

【再々答弁】

内堀雅雄知事

宮川議員の再質問にお答えいたします。福島県として、新しい農林水産業振興計画に基づき、国内外の情勢の変化も踏まえ、多様な担い手の確保、ニーズに対応した作物への転換、集落営農の推進と合わせた圃場整備の実施、共同で利用する機械の導入支援などのソフト・ハード両面にわたり総合的に進め、生産力の強化を図り、食料自給率向上へとつなげてまいります。

保健福祉部長

生活保護制度につきましては、国の社会保障審議会生活保護基準部会において、物価高騰などのさまざまな影響などを踏まえたさまざまな検証が行われており、適切に保護の基準が定められるものと認識しております。

土木部長

県営住宅の家賃算定につきまして、持続化給付金等についての算定、正常な収入から除外すべきとのご質問でございますが、国の通知によりますと、収入が一時的な収入に判定されるかどうかの判断につきましては、各事業主体が行うこととされております。その上で持続化給付金につきましては、前年の年間事業収入と当年の年間事業収入の見込みとの差額をもとに、1年間の収入上限のもとで支給されていることから、一時的な収入には該当しない、家賃算定上の収入からは除外しておりません。

避難地域復興局長

訴えの提訴についてでございますけれども、これまで現地におきまして、相談会などを通して、生活再建に向けて住まいの意向、生活・就労、健康状況など把握をさせていただいて、さまざまな支援を続けてきております。ただ、今回の対象者のみなさまにつきましては、代理人を通しての、現在接触ということになっておりまして、さまざまなご案内はしておりますが、直接お話ができない状況でございます。かつ県を相手に損害賠償を求めて提訴ということございまして、民事調停を含めまして話し合いによる解決は難しいと判断をいたしまして、今回の訴えの提起に至ったところでございます。

以上